

4月から、
ウエルパークに

・・・・・ 住み慣れた地域で安心して暮らせる地域を目指して ・・・・・

成年後見支援センター を設置

市では、成年後見支援センターを地域包括支援センター内に設置し、成年後見制度を必要とする人が安心して利用できるよう活動していきます。気軽にご相談ください。

成年後見制度とは？

認知症や知的障害、精神障害などの理由により、物事を判断する能力が十分でない人は、財産管理や福祉サービスの契約などを一人で行うことが難しい場合があります。こうした判断に不安のある人の権利を守るために、援助者を選び、支援する制度が「成年後見制度」です。次の2種類があります。



こんな人に 成年後見制度

法定後見

- 医療や福祉サービスの手続きや契約がわからない
- 何にお金を使ってしまったか思い出せない
- よくわからずに契約をしてしまった



成年後見人などが本人に代わって契約や手続きをしてくれる



成年後見人などが不当な契約を取り消してくれる

任意後見

- 将来、認知症になった時に財産の管理などが心配！



財産管理や契約などを支援する任意後見人を選んでおける

※本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所へ「任意後見監督人」の選任の申し立てをする必要があります。

相談と支援の流れは？

家族、本人、支援者、医療・介護等関係機関

相談

成年後見支援センター（地域包括支援センター内）

判断能力が
不十分な場合

将来に
備えて準備

他の支援が
必要な場合

法定後見制度
の手続き

任意後見制度
の手続き

必要な支援の
相談窓口と
連絡・連携

制度の詳細は、
厚生労働省ポータルサイトを
ご覧ください！



▲こちらから

【問い合わせ】成年後見支援センター
(地域包括支援センター内・☎61-1288)
受付時間：午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日、年末年始を除く)